

マイナンバーカードをめぐる状況

(2022.6.4 共通番号いないネット 原田)

マイナンバーカードの普及促進に向けたスケジュール イメージ

【総務省 新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部】

2022年4月28日第1回資料1

https://www.soumu.go.jp/main_content/000812205.pdf

自治体に対する普及促進の取り組み

1. 市区町村における交付体制の強化

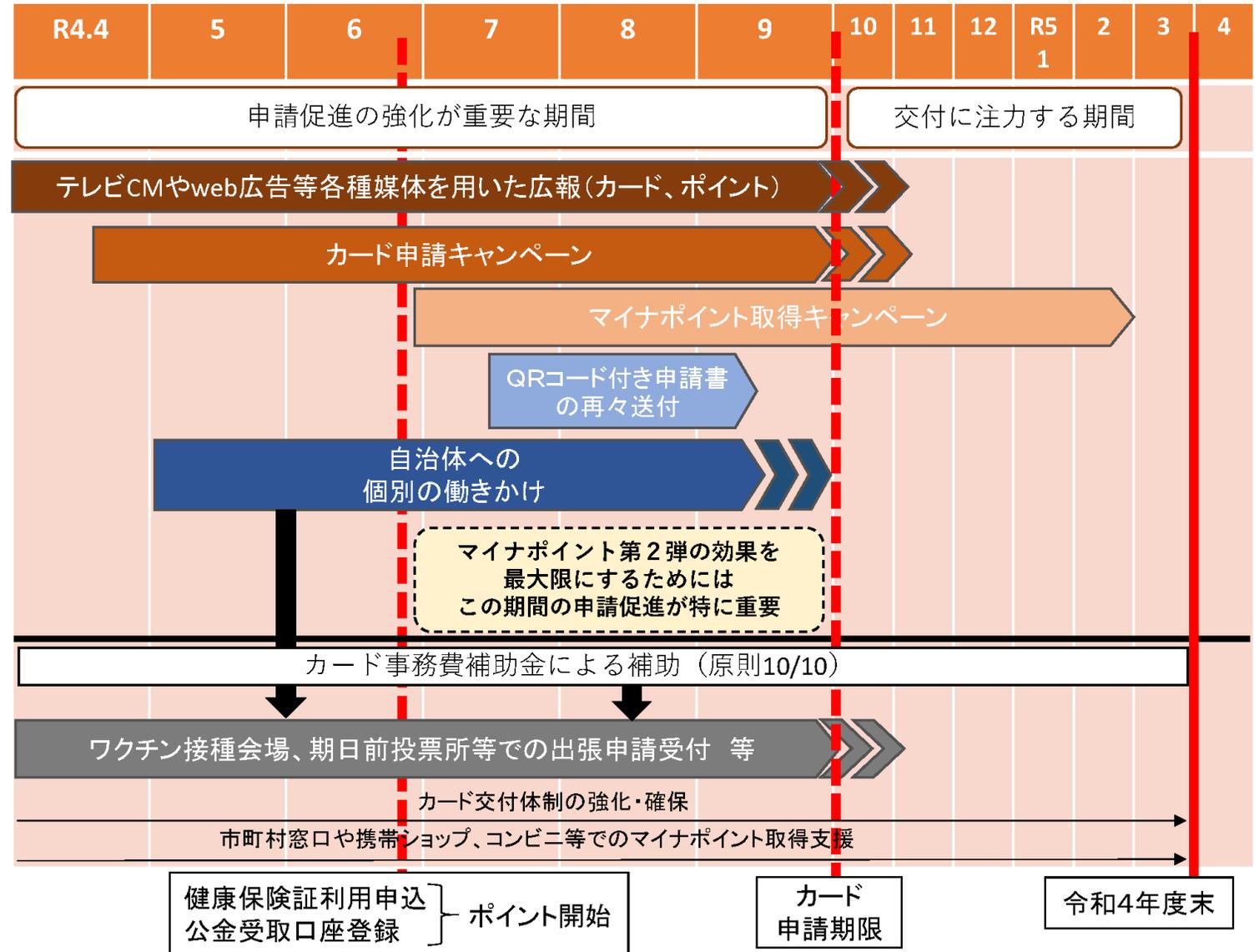
- ・交付円滑化計画の再改訂及びそれに基づく着実な体制の整備・強化
- ・マイナンバーカード交付事務費補助金により支援自治体による商品券配布を補助金の対象事務に追加

2. カード申請促進に向けた取組

- ・全国500か所で出張申請受付窓口を設置
- ・カード未取得者(約6,000万人)へのQRコード付き交付申請書の再度送付
- ・テレビCMやweb広告等
- ・集まる場所での申請受付の実施促進
- ・出生届の提出時に新生児の申請手続き

3. マイナンバーカードの普及促進に向けた自治体への働きかけやフォローアップ

- ・全国知事会との意見交換
- ・市区町村別交付率の公表データを月次更新
- ・総務省を挙げて各自治体と個別に連携



国

市町村

2023年3月までにほぼ全住民にマイナンバーカードを所持させる方針

2019年6月4日
「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」

2023年3月までに全住民に取得させる方針

普及の柱は

- ・マイナポイント
- ・健康保険証利用

普及の方法は

- ・市町村に交付計画
- ・公務員への取得「推進」
- ・業界団体への「要請」

【デジタル・ガバメント閣僚会議
(第6回)2019年12月20日資料1】

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai6/siryu1.pdf>

マイナンバーカードの普及等の取組について

6月 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定(※第4回会議)

マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す

9月 マイナンバーカードの普及等に関する全体スケジュールや取組方針等を了承(※第5回会議)

全体スケジュール

| マイナンバーカード交付枚数(想定) | | |
|-------------------|----------------|--------------------------|
| 2020年7月末 | 3000~4000万枚 | マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて |
| 2021年3月末 | 6000~7000万枚 | 健康保険証利用の運用開始時 |
| 2022年3月末 | 9000~10000万枚 | 医療機関等のシステム改修概成見込み時 |
| 2023年3月末 | ほとんどの住民がカードを保有 | |

| マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備(抜粋) | |
|-------------------------------------|---|
| 2020年8月 | 詳細な仕様の確定、各ベンダのソフト開発を受け、医療機関等におけるシステム整備開始 |
| 2021年3月末 | 健康保険証利用の本格運用 医療機関等の6割程度での導入を目指す |
| 2022年3月末 | 2022年診療報酬改定に伴うシステム改修時 医療機関等の9割程度での導入を目指す |
| 2023年3月末 | 概ね全ての医療機関等での導入を目指す |

取組方針等

- マイナポイントを活用した消費活性化策(令和2年度に実施)
一定金額を前払い等した者に対して、「マイナポイント」を国費で付与
- マイナンバーカードの健康保険証利用(令和3年3月から開始)
「医療機関等のシステム整備の工程表・保険証利用の移行スケジュール(案)」、
「各保険者における被保険者のマイナンバーカード取得促進策」を示す
- 国家公務員・地方公務員等の取得の推進
国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進

- 市区町村の交付円滑化計画
カードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において交付円滑化計画を策定(9月上旬に策定依頼通知を发出)
- 全業所管官庁等を通じた計画的な取組
関係業界団体等にカードの普及と健康保険証利用について要請
- マイナンバーカードの普及に向けた広報
様々な媒体を活用し、カードのメリットや安全性を積極的に広報

9月以降 各省庁、地方公共団体、関係機関等、民間事業者等それぞれにおいて、緊密に連携しつつ、マイナンバーカードの普及等の取組を推進

[P.1] マイナンバー制度の仕組みと経過

マイナンバー
概要資料
平成28年8月版
内閣官房・内閣府
に経過を加筆
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/101/110/p008958_d/fi/mynumber2_2.pdf

個人・法人
番号通知
2015年10月

- ◎個人に
 - ①**悉皆性**(住民票を有する全員に付番)
 - ②**唯一無二性**(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な**視認性**(見える番号)
 - ④**最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たなマイナンバー**を付番する仕組み。
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「**法人番号**」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

- ◎**複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。**
- 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け

情報提供ネットワークシステム
2017年7月試行－11月本格運用

③本人確認

- ◎個人が**自分が自分であることを証明**するための仕組み。
- ◎個人が自分の**マイナンバーの真正性を証明**するための仕組み。
- ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

個人番号(マイナンバー)カード
2016年1月交付開始



そもそもマイナンバー(個人番号)カードの目的は？

マイナンバーカード

マイナンバーを記入・提出する際に番号だけで本人確認するとアメリカ等のように成り済まし詐欺が横行するのを防ぐための本人確認を目的

他の本人確認手段もあり
(例:番号通知カード+免許証)
取得は任意(義務ではない)

マイナンバー 概要資料 平成28年8月版

https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/101/110/p008958_d/fil/mynumber2_2.pdf

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の**申請により**、その者に係る**個人番号カードを交付するものとする。**(番号法第17条第1項)

(うら面) マイナンバーカードの様式



(おもて面)

- マイナンバーカード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。

『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。
プライバシー性の高い個人情報は記録されません。

- ① マイナンバーカードは、**本人確認の措置において利用**する。(番号法第16条)
- ② 市町村の機関は、マイナンバーカードを、**地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用**することができる。(番号法第18条第1号)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる**公的個人認証に利用**する。
- ④ マイナンバーカードの所管は、総務省とする。

個人情報保護措置であるマイナポータルを民間への情報提供に利用

マイナポータルの自己情報取得APIの仕組み

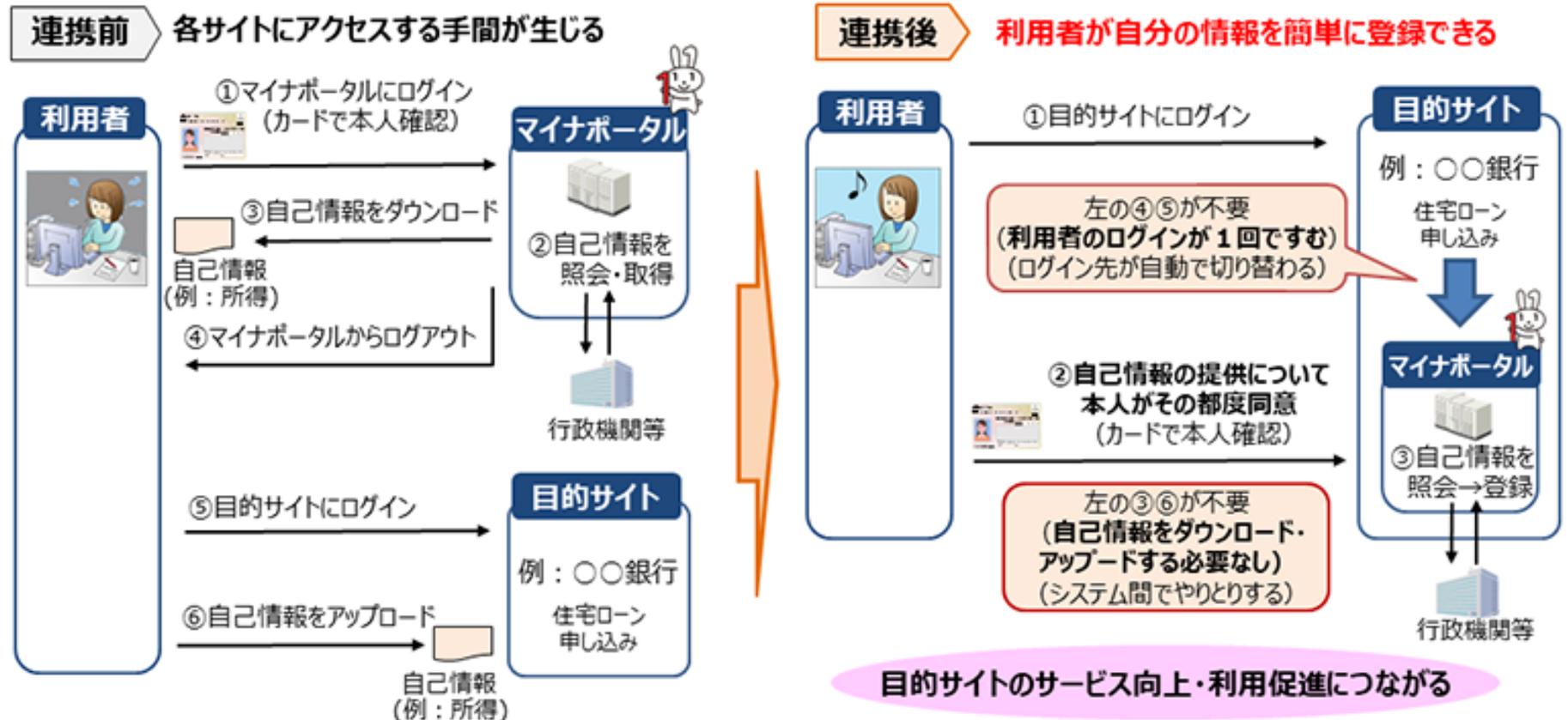
- マイナポータルでは、利用者が、民間や自治体等が提供するウェブサイトで、本人が同意した上で、行政機関等が保有する自分の情報を簡単に登録できるよう、システム間で連携する機能を提供しています。
 - ※令和元年11月に、自治体・民間事業者に連携のためのシステム仕様を公開。API連携の受付開始。
 - ※令和2年6月に、ミライロの障害者手帳アプリとの連携を開始。

マイナポータルの法的根拠は「情報提供等記録開示システム」(番号法附則第6条)



マイナンバーカードでログインして、「本人同意」により番号法に根拠のない民間への自己情報提供にマイナポータルを利用する仕組みへ

マイナポータルサイト
<https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/index.html>



※API(アプリケーション・プログラム・インターフェース)により、外部のウェブサービスのシステムからマイナポータルにアクセスして、その機能を活用できるように連携

マイナポータルで閲覧・民間に提供可能な情報

マイナポータルにより取得できる自己情報（主なもの）

○マイナポータルは、番号法に基づき行政機関等間で連携する自己情報について、本人が照会する機能を提供しています。

マイナンバーカードと暗証番号があれば、マイナポータルによって、マイナンバーを付番して行政機関等で管理する個人情報をすべて知ることができる

| | |
|-------|--|
| 世帯 | ○世帯の属性の情報 ※氏名、性別、生年月日、住所の4情報は、中間サーバーでは情報連携しない仕組み |
| 地方税 | ○住民税の所得情報、賦課年度 |
| 健康・医療 | ○医療保険の資格・給付情報（保険者名、資格適用開始日、保険料賦課、高額療養費限度額等） ○予防接種の情報（実施自治体、ワクチン情報、実施日等） ○乳幼児健診、妊婦健診の情報（実施自治体、実施日、健診結果等） ※特定健診情報：令和3年10月までに開始予定 ※がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診の情報：令和4年6月に開始予定 |
| 子育て | ○児童手当、児童扶養手当、母子父子寡婦法の給付金等の情報（認定区分、認定日、支給額等） ○母子保健法による妊娠の届出情報 ○高等学校等就学支援金に関する情報 ○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育給付、障害児入所給付費等の支給の情報 |
| 福祉・介護 | ○身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者福祉法による精神障害者手帳等の情報 ○知的障害者福祉法による知的障害者の情報 ※療育手帳の情報は令和4年6月から追加 ○生活保護の実施に関する情報 ○介護保険の資格・給付情報（自治体、資格適用開始日、保険料賦課、高額介護費等） |
| 雇用・年金 | ○雇用保険給付、労災補償保険給付、職業訓練給付金の支給に関する情報 ○公的年金給付の支給に関する情報 |

【デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会
2021.7.19有識者部会資料2】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000760676.pdf

※内閣官房番号制度推進室提供資料

マイナポータルによる自己情報の開示(閲覧)の仕組み

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能を提供しています。

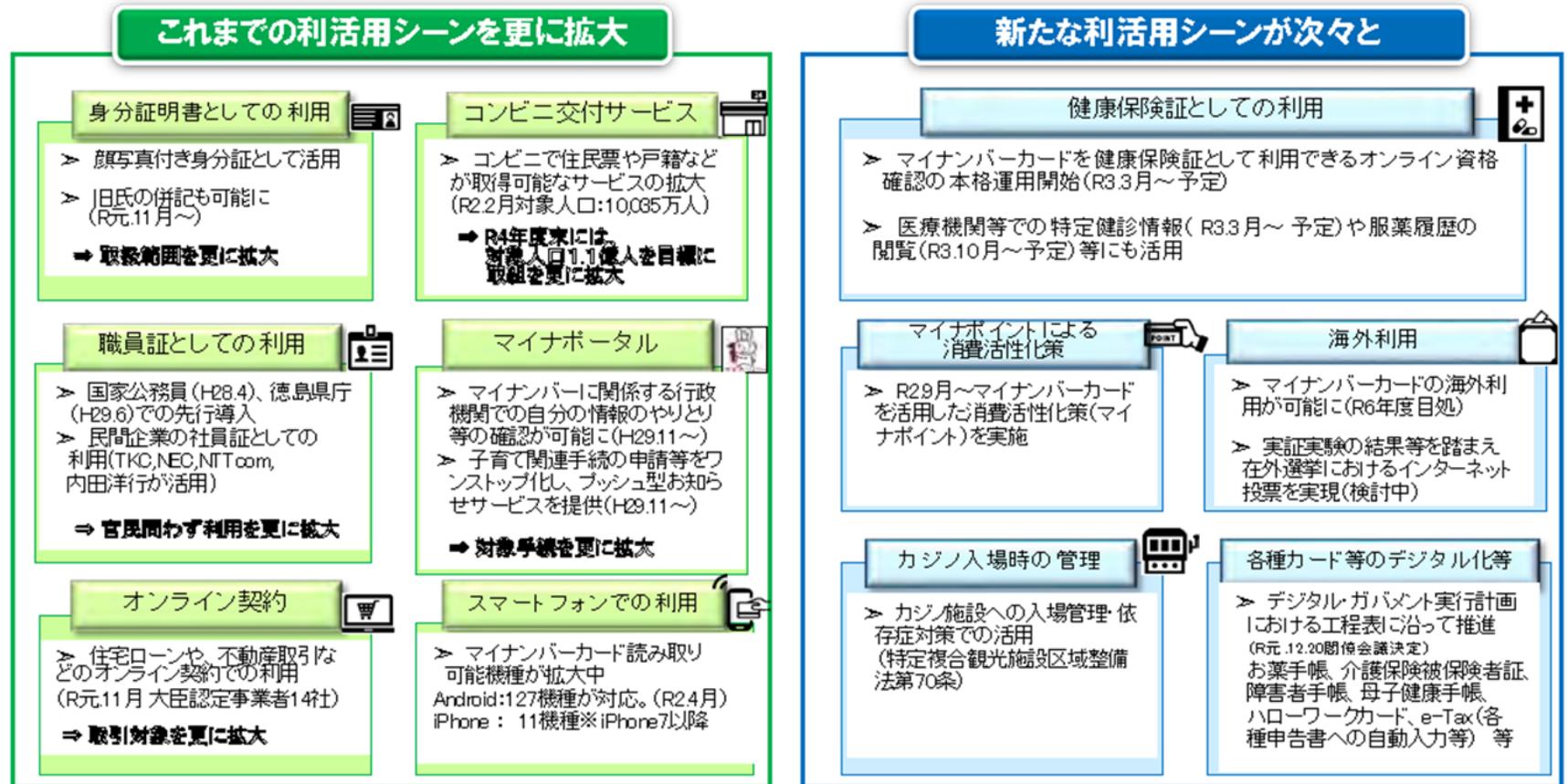


マイナンバーカードの法律に根拠のない利用拡大

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

マイナンバーカードの利用拡大の中心は、マイナンバーカード内蔵のICチップに記録される電子証明書のシリアル(発行)番号を使ったデータ連携

「民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨」
（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2021.6）



利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

電子証明書のシリアル番号をマイナンバー代わりに利用

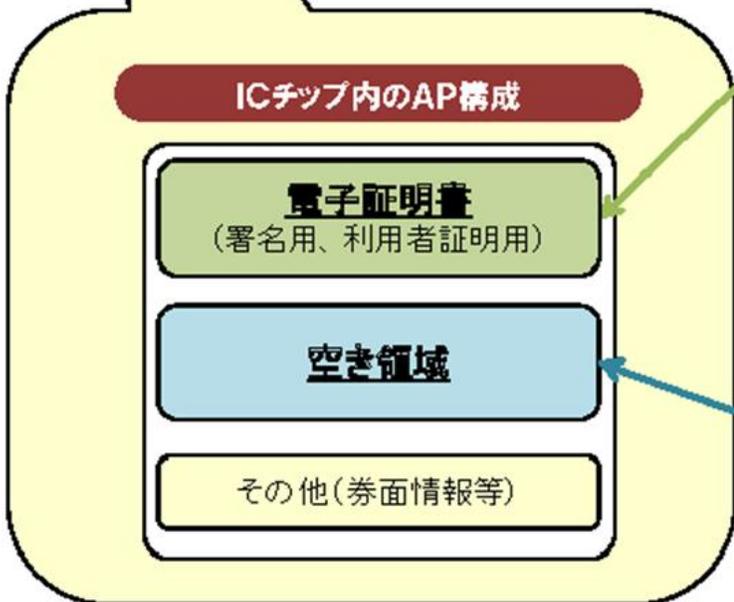
マイナンバーの代わりに発行番号(シリアル番号)を個人識別に利用。(マイナンバーと違い、法律で利用が限定されていない)

※電子証明書の有効期間は5年間。更新すると発行番号は変わる。

J-LISで新旧発行番号のひも付けサービスを提供し生涯追跡可能!

【マイナンバー概要資料
令和2年5月版
内閣官房・内閣府】
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11722476/www.cao.go.jp/bangouseido/pdf/seidogaiyou.pdf>

マイナンバーカードの裏面



①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能



民間も含めて幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

1兆8千億円をかけるマイナポイント第2弾の内容

参考

マイナポイント第2弾

R3補正予算：1兆8,134.1億円

※総務省、デジタル庁、厚労省の連携事業

制度概要

「マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できるマイナポイント（1人当たり最大2万円相当）を付与する。」（「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定））

●対象者とポイント付与数・申込期間・対象となるカード申請期限等：

| マイナポイント第2弾 対象者 | ポイント付与数 | 付与方式 | 予算上の積算人数 | ポイントの 申込期間 | ポイントの対象となる カード申請期限 |
|--|------------|--|--------------------|---------------------|-----------------------|
| ①カード新規取得者等 ※マイナンバーカードの既取得者のうち、 マイナポイント第1弾の未申込者を含む。 | 最大5,000円相当 | プレミアム方式、 ポイント付与25% ※20,000円のチャージ又はお買い物対 し、最大5,000円相当のポイント付 与 | 6,950万人分 | 令和4年1月 ～令和5年2月末 | 令和4年9月末 |
| ②健康保険証利用申込 ※既登録者及び利用申込みを行った者を含む。 | 各7,500円相当 | 直接付与方式 | 各9,500万人分 | 令和4年6月頃 ～令和5年2月末 | |
| ③公金受取口座登録 | | | | 令和2年9月 ～令和3年12月末 | |
| (参考) マイナポイント第1弾 カード取得者 | 最大5,000円相当 | プレミアム方式、 ポイント付与25% | 〔申込者数 約2,532万人〕 | 令和2年9月 ～令和3年12月末 | 令和3年4月末 |

●イメージ：

①マイナンバーカード



- ・住民誰もが無料で取得できる公的な顔写真付き本人確認書類であると同時に、オンラインでも安全・確実に本人確認を行える極めて高い認証強度を持ったデジタル社会の基盤となるツール

取得 最大5,000円相当

②健康保険証利用



- ・過去の薬剤情報や特定健診結果を医師等に共有することで、より良い医療を受けられるようになる
- ・高額療養費制度の限度額を超える支払が不要
- ・マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単に

申込 7,500円相当

③公金受取口座



- ・預貯金口座を予め登録しておくことで緊急時の給付金や児童手当などの公的給付等の迅速かつ確実な支給が受けられるようになる
- ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年5月）

登録 7,500円相当



最大20,000円分を
お好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与

マイナポイントにより、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

②③のポイント付与は
6月30日スタート
(金子総務大臣
記者会見
令和4年5月17日)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001133.html

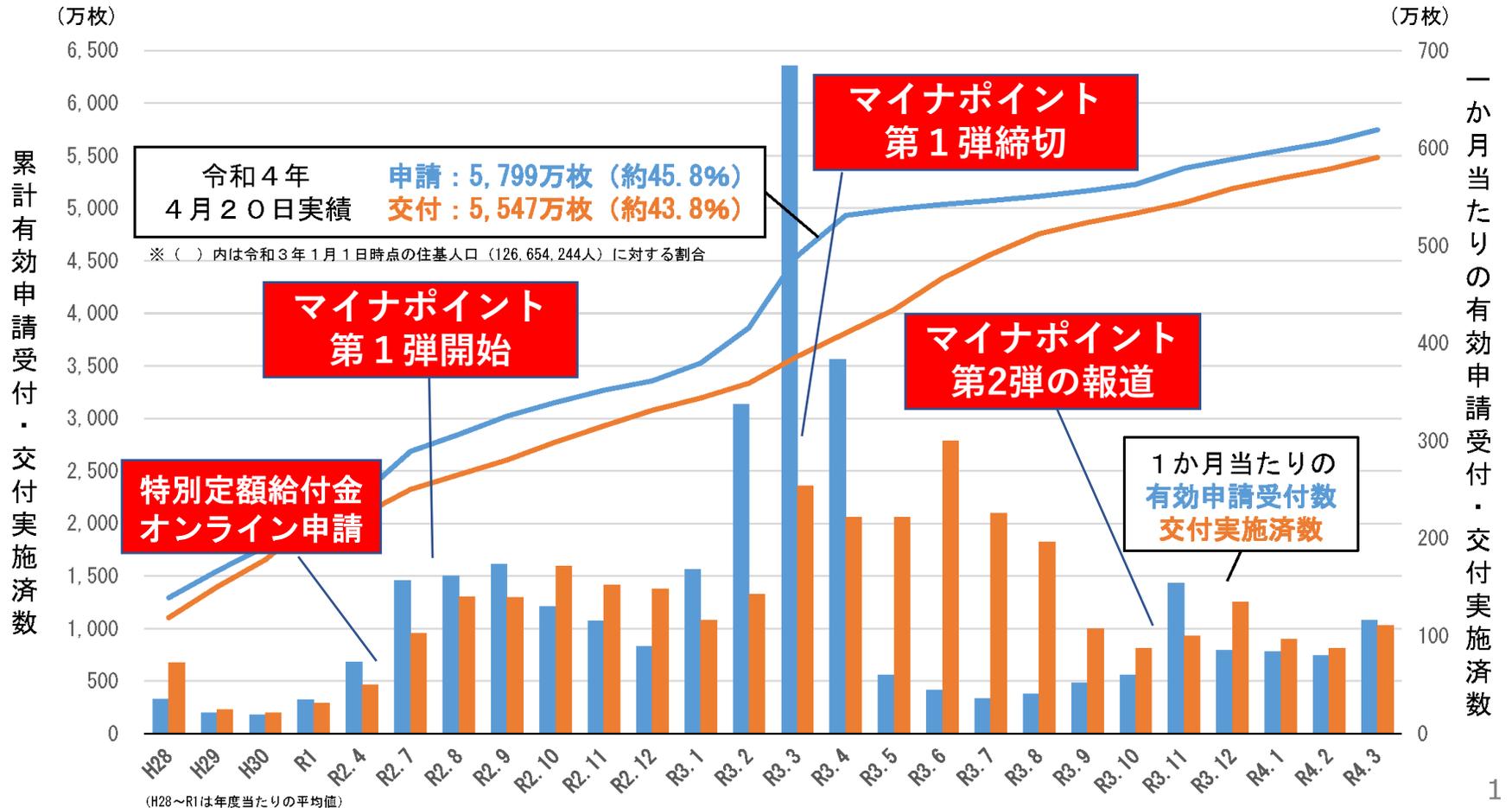
【社会保障審議会
医療保険部会第150回
2022年1月27日資料1】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000888838.pdf>

利益誘導したときだけ申請が増えるマイナンバーカード

マイナンバーカードの申請・交付状況

- マイナンバーカードについては、累次の閣議決定において、「令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されているところ。
- この方針の下、カードの利活用等を所管するデジタル庁、カードの発行・交付を所管する総務省など、関係省庁が連携しつつ、政府全体でさらなる普及促進に取り組む。



【総務省 新型コロナウイルス感染症対策・デジタル化推進等地方連携推進本部】
 2022年4月28日第1回資料1
 に赤字加筆

https://www.soumu.go.jp/main_content/000812205.pdf

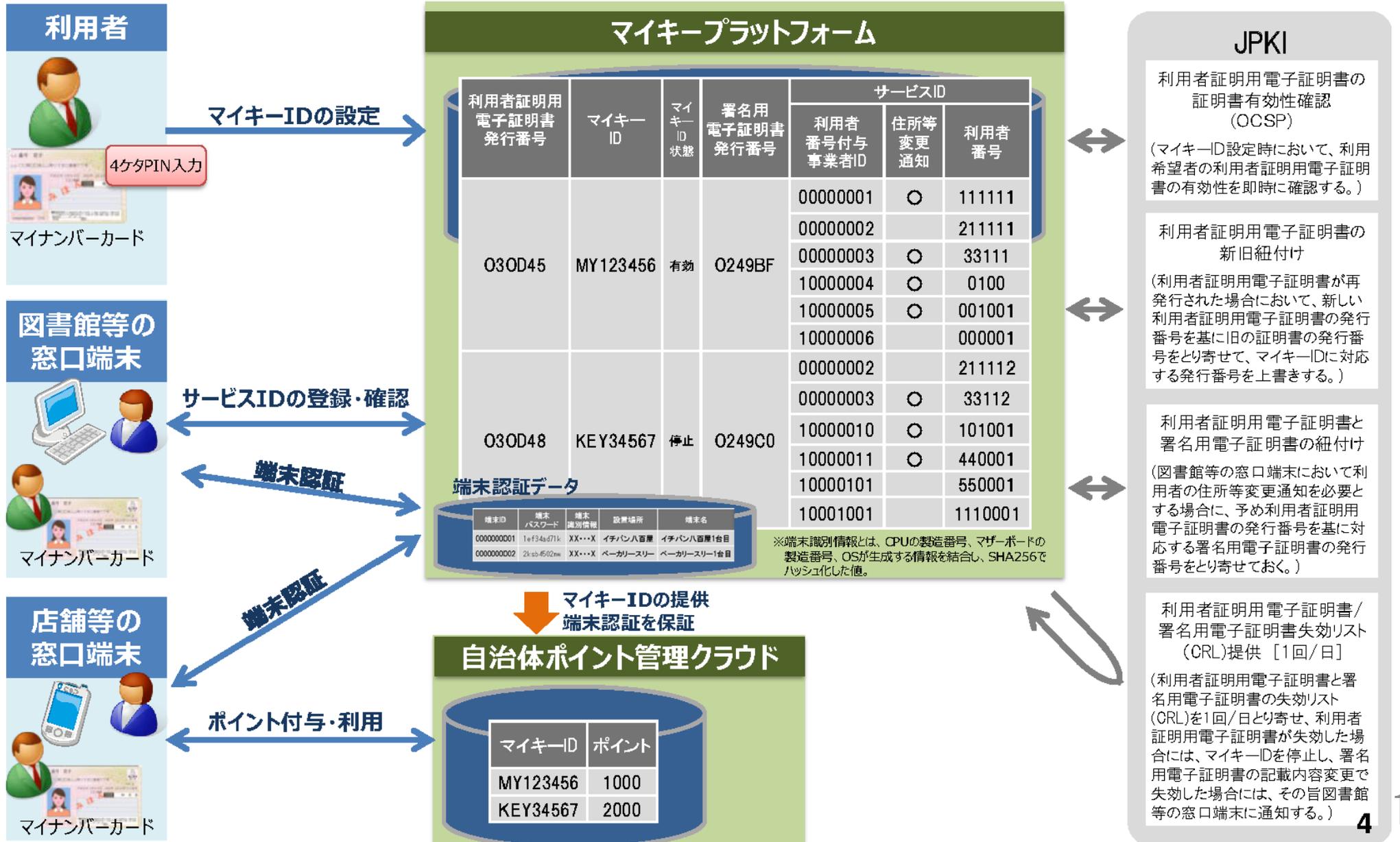
マイナポイント・自治体ポイントを管理するマイキープラットフォーム

図書館など公共施設の利用者カード、学習講座などの受講者カード、健康体操やボランティア事業などへの参加記録なども、マイキーIDにひも付けて管理

総務省が設置したマイキープラットフォームに番号法の根拠はない。

【マイキープラットフォーム構想の推進について(総務省)平成30年4月9日(未定稿)】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000550978.pdf



自治体マイナポイントで自治体事業への参加や給付の管理を検討

自治体マイナポイントについて

【総務省 全国都道府県
財政課長・市町村担当課
長合同会議

2022年1月24日資料21】

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/765037_7070694_misc.pdf

利用ケースを

- 交通(タクシー補助)
 - 子育て支援(出産祝い金)
 - 移住支援(移住支援金)
 - 高齢者サポート
 - 健康づくり
- などと想定し、

2019年から総務省マイナポイント活用官民連携タスクフォースで検討

https://www.soumu.go.jp/main_content/000661545.pdf

制度概要

- マイナポイントのシステム等を活用し、自治体の創意工夫を活かした、地域経済の活性化、子育て支援、健康増進等、様々な施策目的に応じたポイント給付を実施。

<特徴>

- ①マイナンバーカードの活用： 完全オンラインによる低コストかつ迅速な給付が可能
- ②キャッシュレスサービスとの連携： 住民が望む決済サービスのポイントを受け取ることが可能

取組状況

- 20団体がモデル事業を実施。(R2補正繰越：14.7億円)

【モデル事業例】

- 熊本市：市の実施する健康事業に参加し、一定以上の健康ポイントを貯めた方を対象に抽選を行い、当選者に5000円分のポイント付与
- 都城市：地域振興を図るため、従来の紙媒体での地域振興券に代え、市民に対し、7,000円分の地域通貨のポイントを付与
- 三次市：市民が市内の店舗で買い物をした際に、購入金額の最大30%分のポイントを付与。(上限：6,000円分)
- 宮崎市：特別定額給付金の対象外となった子どもの保護者を主な対象として、子ども1人当たり30,000円分のポイントを付与

今後の予定

- 令和3年度の成果・課題を踏まえ、全国展開に向けた運用ルールを整備するとともに、関係省庁と連携し、自治体がより参画しやすい仕組みを検討する。
- 令和4年度の実施スキームについては別途お知らせ予定。

マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み

2021年10月20日オンライン資格確認の本格運用⇒2023年3月までに概ね全ての医療機関で導入方針

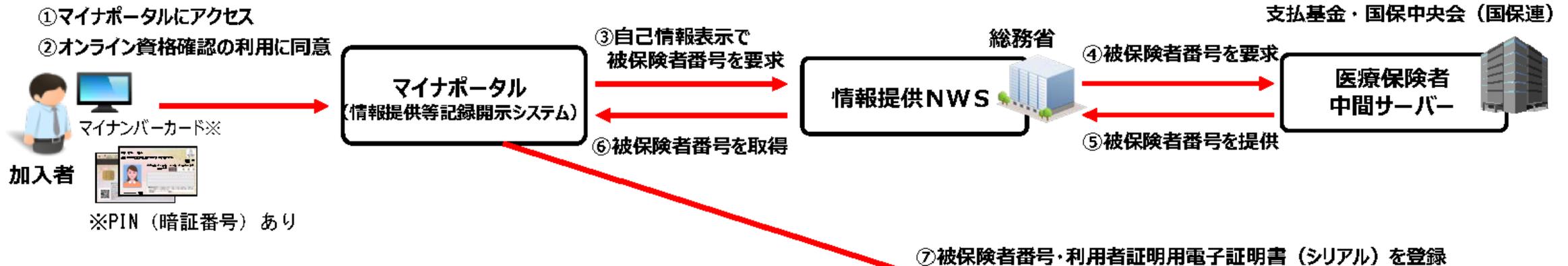
現状は 運用開始施設 19.3% (2022.5.22現在) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

健康保険証利用登録8,737,624人 (2022.5.22時点) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

⇒利用が広がらないため、利用登録するとマイナポイント7500円分付与することに

I 初期設定の流れ (赤矢印)

厚生労働省資料を基に改変



II 受診時の資格確認の流れ (青矢印)



【マイナンバー概要資料令和2年5月版から抜粋】

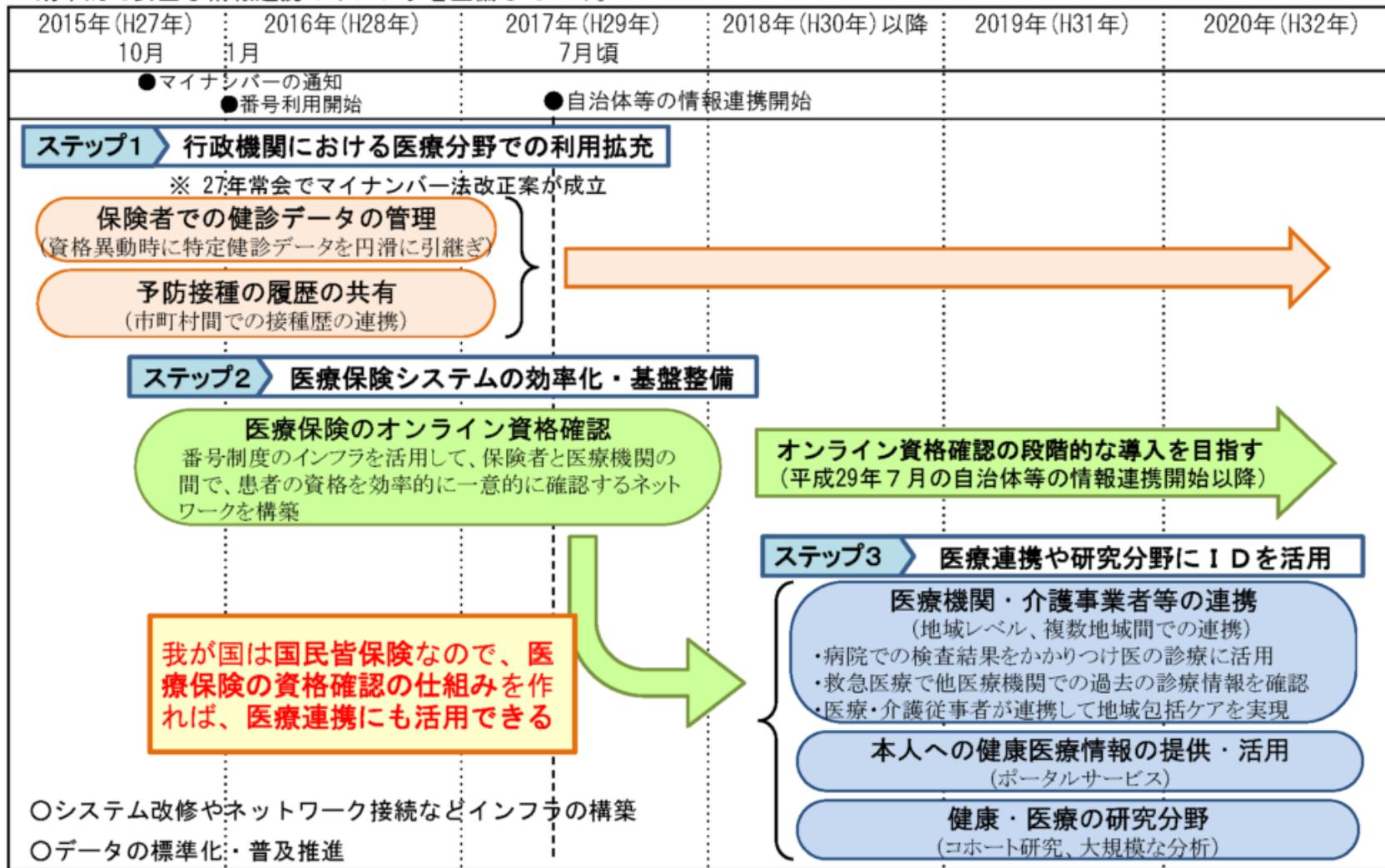
オンライン資格確認システムの目的は医療情報の利活用基盤

医療情報の情報の機微性に
応じた特段の措置を講じない
まま利活用が拡大

「番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報
の取扱いについて、個人情報保護法より
厳格な取扱いを求め、医療分野等にお
いて番号制度の利便性を高め国民に安
心して活用してもらうため、医療分野
等の特に機微性の高い医療情報等の
取扱いに関し、個人情報保護法又は番
号法の特別法として、その機微性や情
報の特性に配慮した特段の措置を定
める法制を番号法と併せて整備する。」
(「社会保障・税番号大綱」55頁)

医療等分野における識別子（ID）の活用（イメージ）

○ 医療等分野の識別子（ID）については、マイナンバー制度のインフラと既存の医療保険のインフラをうまく活用して、効率的で安全な情報連携のインフラを整備していく。



2015年番号法改正 税務調査・資力調査のため預貯金口座付番

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

- 行政機関等は税務調査や社会保障の資力調査でマイナンバーで預金情報を照会可能に
- 金融機関にマイナンバーで検索可能な状態で管理する義務
- 預金者はマイナンバーの告知を求められるが、告知義務はない

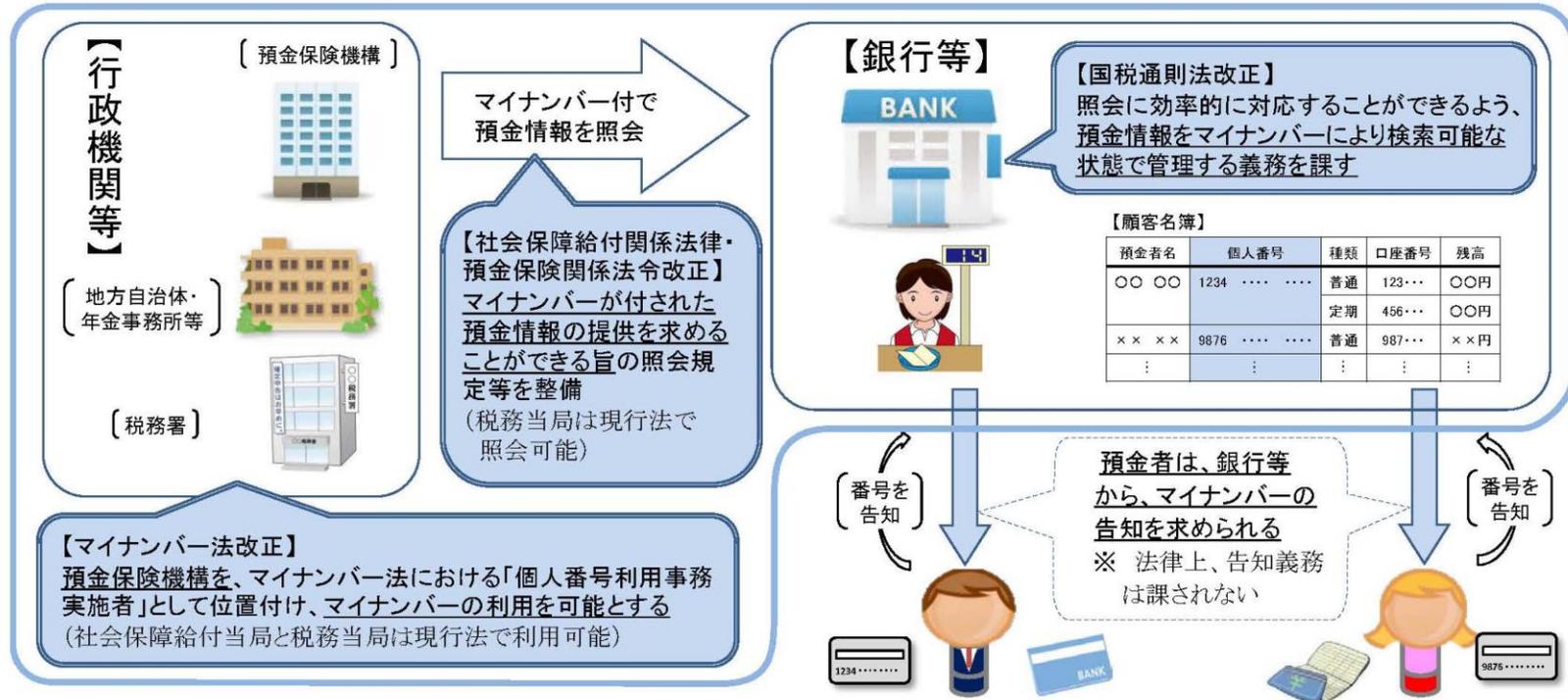
【IT総合戦略本部マイナンバー等分科会
第8回2015年2月16日
資料2】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10955906/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai8/siryu2.pdf

マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について(内閣官房提出予定法案)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる。

(注) 内閣官房において関係の法律改正を一括法案として提出する予定。



【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

2021年デジタル改革法での預貯金口座の登録・管理2法成立

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、**特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。**

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は ②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) **マイナンバーを利用した管理** 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

【IT総合戦略本部 デジタル・ガバメント分科会 第14回2021年3月26日 資料1】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou1.pdf

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

(1) 金融機関に対する 申出等

・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。

(2) 預金保険機構 による通知等

・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

3. 預金保険機構の業務の特例等

・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

公的給付支給等口座の登録制度等の創設

公金受取口座の登録

- ・マイナポータル
2022年3月28日開始
- ・金融機関の窓口等
2023年度下期以降

給付を行う行政機関へ提供される情報

- ① 金融機関の名称
- ② 店舗の名称
- ③ 預貯金の種別
- ④ 口座番号
- ⑤ カナ氏名

口座情報とともに記録される情報

- ①氏名②住所③生年月日
- ④個人番号⑤連絡先の情報⑥登録の申請等を受け付けた機関の名称(口座変更の登録、登録情報の修正・訂正、抹消、行政機関でのデジタル庁への口座情報の提供同意)
- ⑦登録申請年月日
- ⑧処理年月日

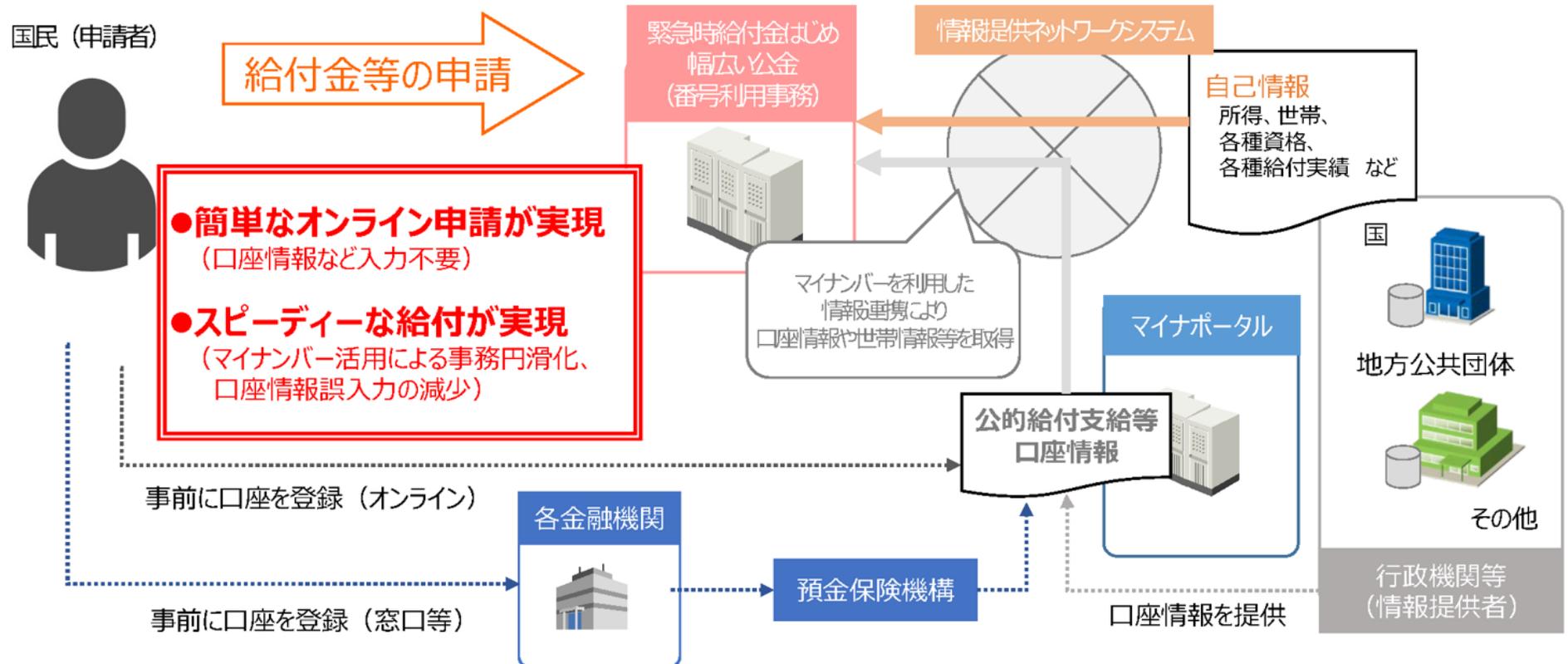
※金融機関に提供するの
は口座が登録されている
事実で、登録者のマイナ
バー等は提供しない

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（68の事務）

登録制度のイメージ

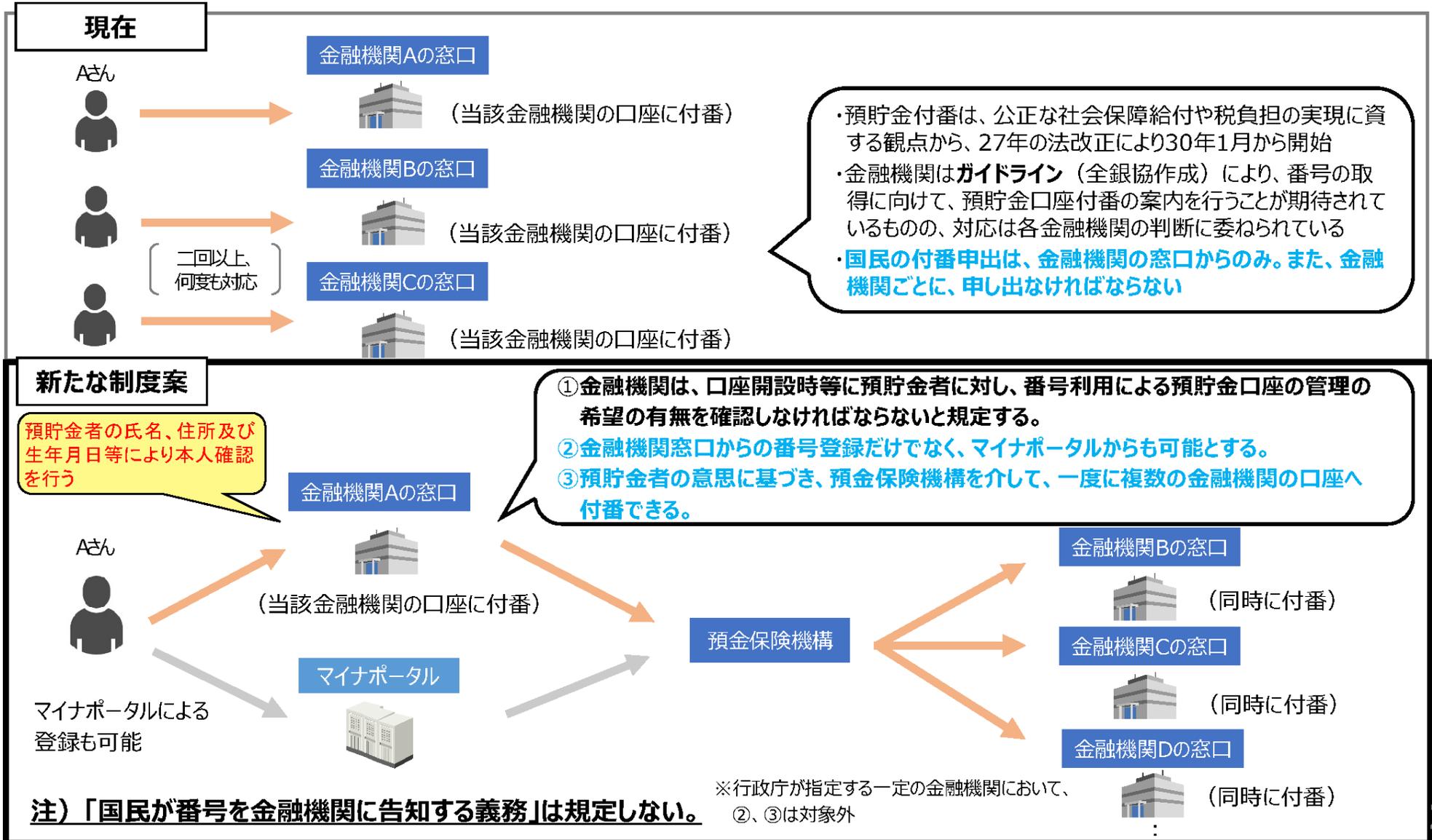


【IT総合戦略本部 デジタル・ガバメント分科会第14回2021年3月26日資料1】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou1.pdf

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、**個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する**



【IT総合戦略本部
デジタル・ガバメント分科会第14回
2021年3月26日
資料1】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou1.pdf

税務調査・資力調査・警察捜査等での照会のデジタル化

預貯金等の照会・回答業務のデジタル化に向けて目指す将来像

【IT総合戦略本部デジタル・ガバメント2019年11月18日資料3-1

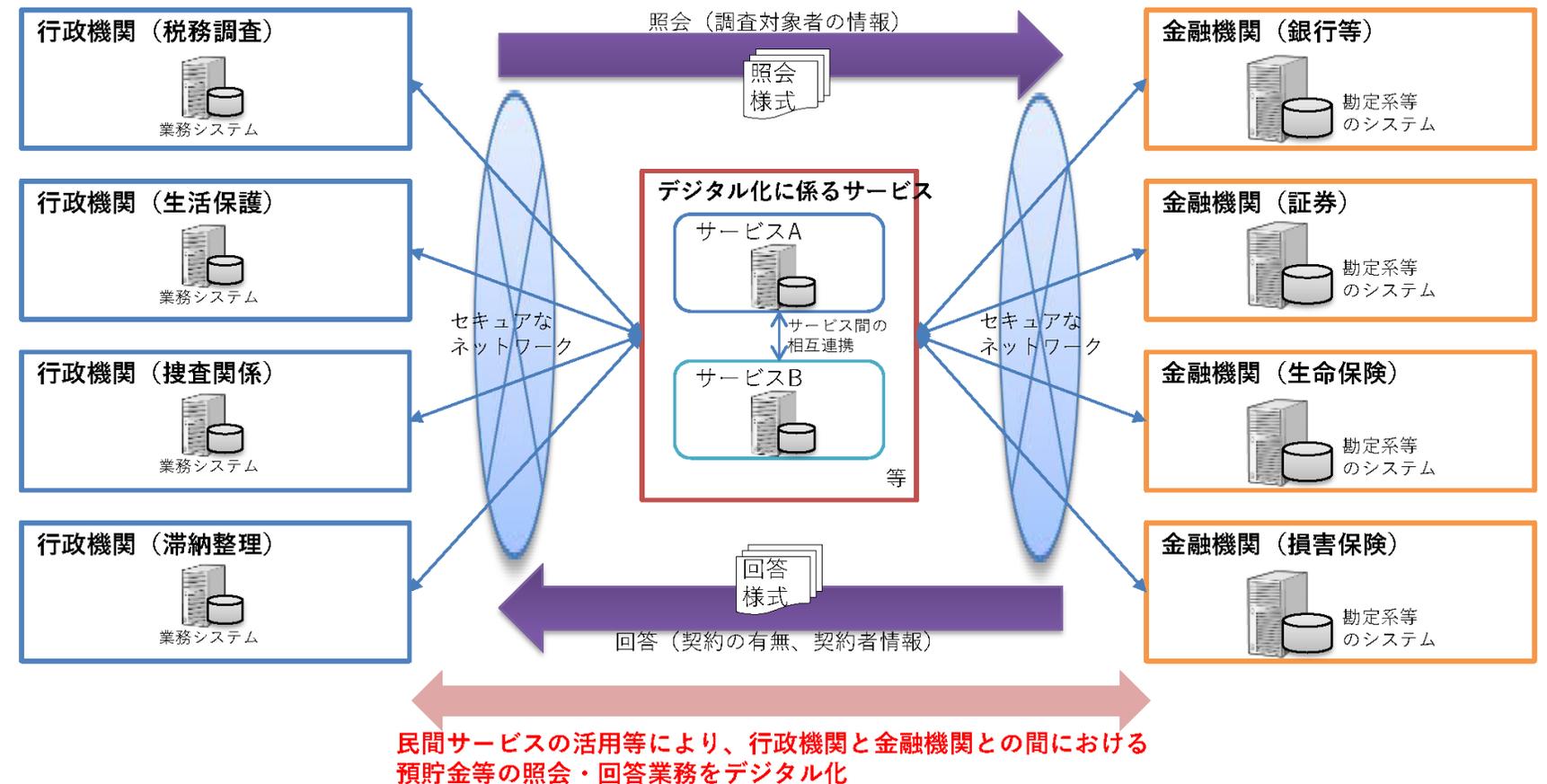
金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性の取りまとめ概要】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai9/gijisidai.html

「金融機関×行政機関の情報連絡検討会課題検討WGにおける検討結果 (2021年6月)

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210623_WG_report.pdf

<目指す将来像>
○預貯金等の照会・回答業務について、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関・行政機関の双方において原則として預貯金等の照会・回答業務をデジタル化することとし、また、デジタル化の取組を普及させることにより、省力化・迅速化を実現する。



マイナンバー制度を活用した学校教育データ管理

学校教育におけるマイナンバー制度活用方策に関する調査研究

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)」(令和2年12月)において、「学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を2022年度(令和4年度)までに検討し、2023年度(令和5年度)以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む。」とされたことを踏まえ、文部科学省において、学校におけるマイナンバーカードの活用可能性等に関する調査研究を実施。

1. 委託先:(株)野村総合研究所

2. 事業委託内容

- ①我が国のマイナンバー制度と同様の仕組みを持つ先進諸国における学校教育分野における活用例を調査した上で、我が国の学校教育におけるマイナンバーカードの活用場面の整理
- ②マイナンバーカード活用に向けた技術的方策の選択肢の提示
- ③考え得る技術的方策のうち、最も学校教育分野において普及が効果的かつ効率的と思われる方策及びその方策の実現にあたっての課題解決方法の提案

3. 進捗状況

- ・ 海外の先進事例調査:
エストニア、シンガポール、イタリアなど、国民IDカードまたは国民IDを教育分野で活用している国における事例を調査中。
- ・ マイナンバーカードの活用場面の整理:
学校(小・中・高・大)の教職員を対象に、マイナンバーカードの仕組み等の情報を説明し「マイナンバーカード・マイナポータル」の基礎知識の共有等を図りつつ、実際にマイナポータル・マイナンバーカードの活用を体験した上で、①「ニーズ」(どのような場合にマイナンバーカードを活用したら便利か等)、②「実利用における課題」、③「制度面の課題」、④「普及に向けた障壁」、⑤「教育分野全体における活用シーン」の抽出等を図る。【別紙参照】

【文科省 教育データの
利活用に関する有識者
会議 2021年12月23日
第6回資料1-1】

[https://www.mext.go.jp/
kaigisiryo/mext_00313.ht
ml](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/mext_00313.html)

情報連携の現実的危険 DV等被害者情報の漏洩

和光市サイトより

<http://www.city.wako.lg.jp/var/rev0/0113/6666/202131102145.pdf>

他自治体広報例)

京都市

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000282364.html>

船橋市

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kokuho/001/p089050.html>

愛媛県松前町

<https://www.town.masaki.ehime.jp/soshiki/8/18103.html>

瀬戸市

<http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2021090200031/>

浜松市

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokuho/hokensho.html>

DV被害者等のマイナンバーカードの保険証利用に係る対応について

R3年3月よりマイナンバーカードを保険証と連携することに伴い、DVや虐待等の被害により避難している方の被保険者情報等の個人情報の不正取得を防止するために以下の図のような対応が可能です。ただし、あくまで国民健康保険の情報を不開示とするものです。全ての住民情報等を制御するものではありませんのでご注意ください。

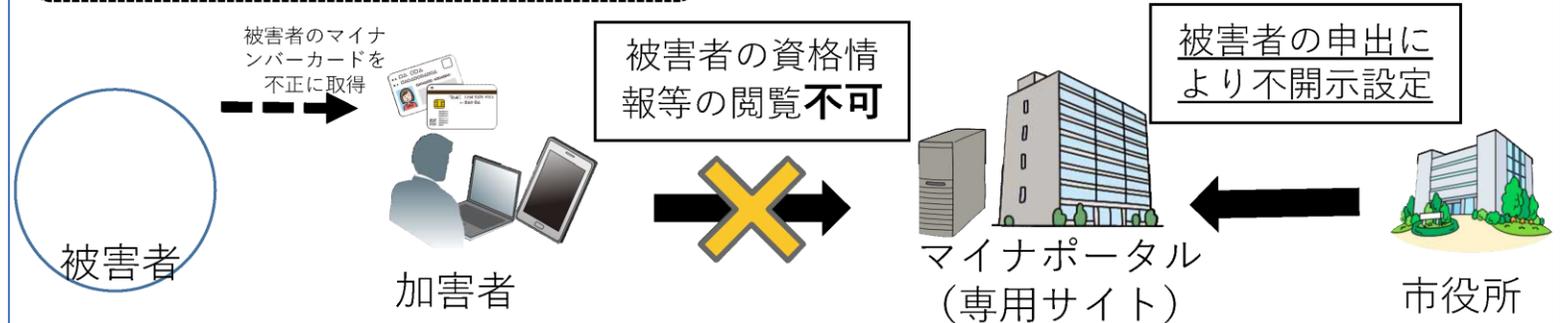
「不開示」とするメリット

加害者が被害者の被保険者情報を不正に閲覧・取得することを制御できる

マイナンバーカードと保険証を連携するためには事前に登録が必要です
 <連携すると閲覧可能な情報>
 ・被保険者資格情報（氏名、住所、生年月日等）
 ・医療機関、薬局情報（受診月、医療機関名、調剤内容）
 ・特定健診情報（特定健診の結果等）

「不開示」とするデメリット

- ・マイナンバーカードを使用して保険証としての利用ができない
- ・マイナポータルで被保険者情報が閲覧できない
- ・マイナンバーカードを使用して医療機関や薬局で診療・調剤・特定健診等の情報を共有できない等



総務省「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書」(2021.12.28)

「ii)DV等被害者支援措置に係る情報の取扱い

DV等被害者支援措置に係る情報については、住所地から住所地以外の市町村への個別連絡で対応せざるを得ないことや、都道府県等の関係機関等にDV等被害者に対する的確な支援のために必要となる情報を共有する仕組みが整備されておらず、・・・被害者に係る情報の加害者への漏洩の懸念が払拭できない・・・関係府省において、より幅広く検討することが求められる。」(15頁)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000785599.pdf

マイナンバー機能のスマホ搭載

【デジタル社会形成整備法案】

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

20

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵(鍵ペア)等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。



2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請(オンライン)を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

【IT総合戦略本部 デジタル・ガバメント分科会
第14回2021年3月26日
資料1】

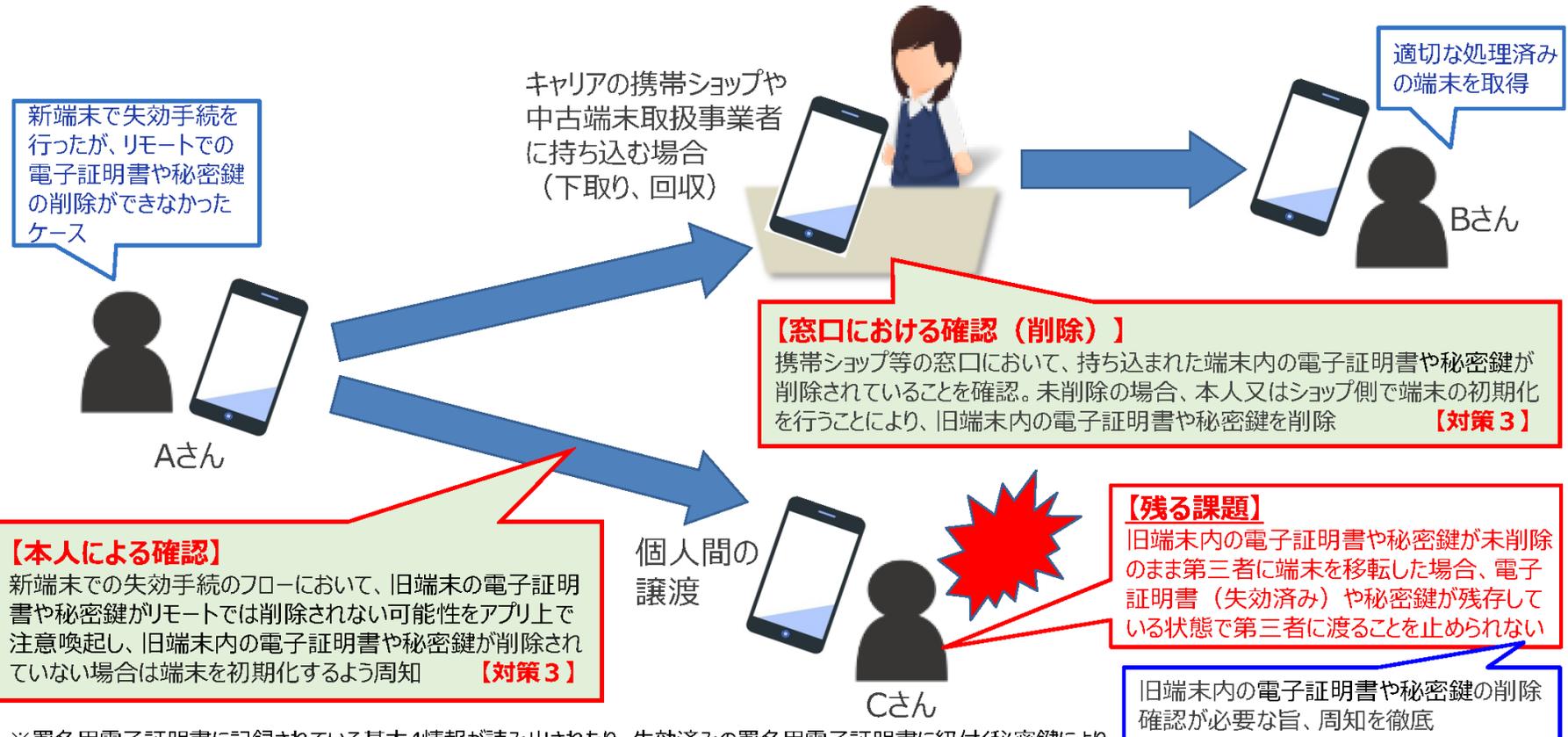
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/dejigaba/dai14/siryou1.pdf

スマホを買い換えたとき、削除をしないと電子証明書や秘密鍵が漏洩

端末内の電子証明書や秘密鍵が未削除である場合（課題2）の対策案 24

新端末での新規利用手順において、旧端末内の電子証明書を失効させ、**リモートで**旧端末内の電子証明書や秘密鍵を削除しようとする場合に、旧端末がネットワーク通信できない場合やプッシュ通知の受信拒否設定をしている場合等、**削除できないケースが存在**。

⇒電子証明書自体は失効しており利用できないが、旧端末内に電子証明書や秘密鍵が残存した状態で第三者に移転することにより悪用されるリスク※をできる限り排除するため、以下の措置を検討



マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等に関する検討会
第1次とりまとめ
2020年12月25日
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000287.html

※署名用電子証明書に記録されている基本4情報が読み出されたり、失効済みの署名用電子証明書に紐付く秘密鍵により電子署名が行われたりすることが挙げられる。後者については、電子署名を防止するための技術的措置について別途検討する。

運転免許証情報のマイナンバーカード搭載

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合（イメージ）

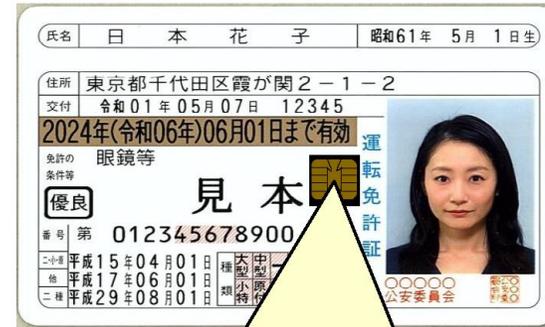
【マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤
抜本改善WG第4回
2020年11月10日資料4
警察庁説明資料】

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12019971/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/siryu4.pdf

現
行



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、性別、有効期間、個人番号)
- 顔写真



- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、免許証交付年月日、有効期間の末日、免許種類、免許証番号等)
- 本籍
- 顔写真

※ 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用

一
体
化
後



| | |
|--|--|
| 共通の情報 氏名、生年月日、住所 | |
| マイナンバー固有の情報 性別、有効期間、個人番号、顔写真 | ← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定 |
| 免許固有の情報 交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。取締りに要する時間が短縮。 <p>注) 違反歴は含めない 取締り実務・セキュリティの観点から不要。</p> |

オンライン資格確認システムは「義務化」されるか？

オンライン資格確認の「更なる対策」

オンライン資格確認については、令和5年3月末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を目指して取組を進めているが、運用開始施設は2割弱に留まっている。

データヘルスの基盤となるオンライン資格確認の導入目標を達成するための「更なる対策」として、以下の①～③を実施することが必要ではないか。

【社会保障審議会医療
保険部会第151回
2022年5月25日
資料1】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000942378.pdf>

- ① 令和5年4月から保険医療機関・薬局におけるシステム導入について原則として義務化する。
- ② 医療機関・薬局でのシステム導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する財政措置を見直す（診療報酬上の加算の取扱については、中医協で検討）。
- ③ 令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。

さらに、上記以外で保険証を利用している機関（訪問看護、柔整あはき等）のオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止（※）を目指す。 ※ 加入者から申請があれば保険証は交付される

オンライン資格確認に関する診療報酬上の評価について①

【Ⅲ－２ 医療におけるICTの利活用・デジタル化への対応－⑬】

⑬ オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用に係る評価の新設

第1 基本的な考え方

オンライン資格確認システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することについて、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することに係る評価を新設する。

| | | | |
|-----|-------|---------------|----|
| (新) | 初診料 | 電子的保健医療情報活用加算 | 7点 |
| | 再診料 | 電子的保健医療情報活用加算 | 4点 |
| | 外来診療料 | 電子的保健医療情報活用加算 | 4点 |

[対象患者] オンライン資格確認システムを活用する保険医療機関を受診した患者

[算定要件] 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、**月1回に限り**それぞれ所定点数に加算する。

(※) **初診の場合であって**、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあつては、**令和6年3月31日までの間に限り、3点を所定点数に加算**する。

[施設基準]

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 電子資格確認に関する事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

【社会保障審議会医療保険部会第151回
2022年5月25日
資料1】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000942378.pdf>

オンライン資格確認に関する診療報酬上の評価について②

2. 保険薬局において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施することに係る評価を新設する。

(新) 調剤管理料 電子的保健医療情報活用加算 3点

[対象患者] オンライン資格確認システムを活用する保険薬局において調剤が行われた患者

[算定要件] 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、患者に係る薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、**月1回に限り**所定点数に加算する。

(※) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る薬剤情報等の取得が困難な場合等にあつては、**令和6年3月31日までの間に限り、3月に1回に限り1点を所定点数に加算**する。

【社会保障審議会医療保険部会第151回
2022年5月25日
資料1】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000942378.pdf>

[施設基準]

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 電子資格確認に関する事項について、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。

令和4年2月9日中医協答申附帯意見（抄）

- 16 オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、オンライン資格確認の導入状況も踏まえ、評価の在り方について引き続き検討すること。